



## 消火器の廃棄について



### 不要になった消火器の位置付け

平成17年より、法律上消火器は「**廃消火器**」という位置付けになりました。

→ 一般廃棄物でも、産業廃棄物でもありません。廃消火器です。

**廃消火器は、「広域認定制度」という法律に基づいて、製造者(メーカー)が回収しリサイクルしなければならなくなりました。**

→ リサイクル料(いわゆる処分料に当たります)を排出者(お客様)より受け取れるのは、広域認定制度の許可を受けた製造者(メーカー)だけ。

→ 関消防株式会社ではリサイクル料を受け取れません。

### 廃消火器の処分方法

現在**ご家庭**の消火器を処分する方法は、下記の**3つの方法**があります。

- ① 消火器の**製造メーカー**へ電話をして、**引取りを依頼**します。(有償です)
- ② 消火器の販売店で新しい消火器を**購入**して、古い消火器を**下取り**してもらう。
- ③ (予定)新広域認定制度が出るのを待ってから、**処分方法を再検討**する。

※ ③は本年度中の制度確立の予定で、現在進行中です。①よりは安価な可能性があります。

### 弊社では、人と地球により優しい消火器を販売しております。

消火器は「**お守り**」です。一家に1本は設置しましょう。

弊社の考える、**人と地球により優しい消火器**とは、エコマーク付で蓄圧式の消火器です。

#### 蓄圧式の消火器とは、



- 1) 誤った使い方をして**爆発することはありません。**
- 2) 使用できるかできないかは、誰が見てもすぐわかります。
- 3) 使用時の反動が少なく、レバーを放すとストップします(再使用は不可)。
- 4) 世界中どこへ行っても、消火器はそのほとんどが蓄圧式です。

→ 蓄圧式の詳細については、ホームページをご覧ください。

この機会に、蓄圧式の消火器への交換をお勧めします。



Seki Syoubou